

住民監査請求とは？

住民監査請求とは、市の執行機関又は職員の財務会計行為が、違法又は不当であるとき、住民が市の監査委員に対し、防止、是正、補填等の措置を求めることを言います。

住民監査請求の制度は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保するために、住民が、その監査と予防、是正等の措置を監査委員に請求できるようにしたものです。

住民監査請求の流れ

1. 住民監査請求書の受付

請求書は、監査委員事務局で受付します。

受付印を押印して受付します。この受付年月日が請求書の提出日となります。

60日という監査期限は、この受付年月日の翌日を第1日目として計算します。

受付の段階で、請求書に明らかな不備が見られた場合には、受付前に請求書の補正等が必要となります。

また、郵送された請求書も、一旦受付はされますが、電話連絡等によって、補正の要望や、その不備の内容によっては、一旦取り下げの要望をされることもあります。

2. 要件審査・補正についての検討

(1) 要件審査

形式的要件が整っているか審査します。

○監査請求について

監査請求書は、法律に定められた様式に添って作成してください。

監査請求書には、

- ①監査の要旨
- ②請求人の住所、氏名（自署）
- ③請求の年月日
- ④請求先の監査委員

を記載し、押印（認印でもよい）をしてください。請求書は、縦書き、横書きのどちらでも構いません。

○証拠書類の添付について

監査請求書には、監査請求の対象となる行為又は怠る事実を証明する書面を添付してください。

添付する「事実を証明する書面」とは、証拠力のあるもののほか、請求人が他人から聞いた内容を書面に作成したものや、新聞記事の切り抜き等でも構いません。

(2) 補正

受付後の要件審査において、形式的要件が整わない、請求書に不備があるなどの場合は、補正をしてもらいます。その場合、補正期限を設けて行うことがあります。

3. 請求書を受理する（監査を行う）

請求書を受理しない（監査を行わない）（却下）

監査委員は、監査請求書の要件を審査した結果により請求書を正式に「受理」するか決定します。

(1) 請求書を受理する（監査を行う）

要件、特に形式的要件が整っている、又は、補正によって要件が整った場合は、請求を正式に「受理」し、実体について本案審理をします。

(2) 請求書を受理しない（監査を行わない）（却下）

要件審査の結果、形式的要件が整っておらず、その補正が不可能である場合や、請求人が補正に応じない場合は、「受理」せず「却下」することになります。

ただし、本案審理と並行して要件審査をする場合もあり、この場合には、受理した上で却下することもあります。

4. 監査の実施

監査委員は、監査請求の対象となっている行為について、違法又は不当な事由があるかどうか監査し、違法又は不当な事由があると判断した場合には、是正措置としての勧告の内容を決定します。

(1) 請求人へ証拠の提出及び陳述の機会を付与

監査請求のあった内容について監査をしていくにあたり、請求人は、提出した監査請求書を補完するため、新たな証拠を提出したり、陳述をする事ができます。

陳述は、原則として監査委員の面前で行いますが、それに代わって陳述書を提出することも可能です。また、陳述は、代理人も許されていますが、委任状が必要となります。

(2) 関係職員などの陳述の実施

監査委員は、本案審理において必要があると認めるときは、関係職員などに出席を求め、その陳述を聴取します。

必要な場合は、帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができます。

5. 監査結果の審議・決定

監査を実施した結果、「請求に理由があると認められた場合」は、監査請求の対象となっている機関等に、必要な措置を講ずるよう勧告することになり、また、「請求に理由がないと認められた場合」には、監査請求は棄却されることとなります。

それと、監査委員の合議が調わず、監査の結果を出すことができない「合議不調」となる場合もあります。

なお、このような監査結果までの本案審理が、要件審査と並行して進められる場合もあり、その場合は、監査の結果、住民監査請求としての要件を満たしていないとして却下されることもあります。

6. 市長などに勧告

監査の結果、「請求に理由があると認められた場合」には、監査請求の対象となっている機関等に対して、期間を示して、講ずべき必要な措置を勧告することとなります。

7. 請求人に通知

監査の結果は、書面によって請求人に通知されます。

8. 監査結果の公表

市役所や地域センター等の掲示場への掲示、あるいはホームページ等で、一般にも公表されます。

9. 請求人に通知

勧告に対して、市長などが措置を実施した場合は、監査委員から、書面によって請求人に通知されます。

10. 措置内容の公表

措置内容について、市役所や地域センター等の掲示場への掲示、あるいはホームページ等で、一般にも公表されます。